

吳市教育委員会議題  
(平成29年4月21日定例会)

吳市教育委員会

平成29年4月21日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第13号 「教育委員会事務点検・評価（平成28年度事務事業対象）」の  
実施について
- 4 教議第14号 呉市教科用図書採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定  
について
- 5 報告第5号 寄附受納について
- 6 報告第6号 専決処分について

【非公開】

平成28年度事務事業を対象とした教育委員会事務点検・評価を実施するに当たり、次のとおり実施方針を定めます。

## 「教育委員会事務点検・評価（平成28年度事務事業対象）」実施方針

### 1 基本方針（根拠）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられていることから、以下の要領で点検・評価を行い、報告書を作成する。

### 2 実施方針

#### (1) 点検・評価の対象（対象課題）

平成29年度当初において各課が重点課題（事業）と位置づけているものから抽出する。

※対象課題については、昨年度実施分と「同一・新規」を問わない。

対象課題については、「第4次呉市長期総合計画後期基本計画」や「呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「各レビュー」で取り組む代表的な施策に関連した取組・事業を優先し選定すること。

なお、関連事業のない課においては、単なる事務改善にとどまらず、課内の懸案事項やサービス向上につながる案件を検討し、選定すること。

#### (2) 点検・評価の内容及び方法

各課が抽出した対象課題ごとに、次の内容を明らかにし、点検・評価（分析）を行う。

- ①成果目標、平成28年度事業（取組）実績、事業費
- ②達成事項（成果）、課題
- ③課題解決の取組
- ④学識経験者の意見
- ⑤評価（評価結果、今後の取組・方向性）

※対象課題に対して取り組んだ平成28年度事業（取組）について点検・評価（分析）を行うことで、課題等の洗い出しを進め、次年度以降の効果的な取組に繋げていく。

※「課題解決のためにどんな取組を行ったのか（事業（取組）実績）」、「その結果どうだったのか（成果と課題）」、「何故うまくいかなかったのか、何が足りなかったのか（課題に対する分析）」という視点（流れ）で点検・評価を行う。

#### (3) 報告書の作成

各課が点検・評価を行った結果について報告書を作成する（教育総務課において最終取りまとめ）。

3 昨年度からの変更点

様式に「成果目標」欄を設け、数値化した目標を立てるようにする。

「事業費」欄を直近3年分の比較とし、事業費の推移をより分かりやすくする。

「課題に対する分析」欄を「課題解決の取組」欄に変更し、課題解決について見えやすくする。

今年度も、呉市長期総合計画等にあげている重点事業を優先し、その連動性の確保に留意する。

※対象課題を長期総合計画等と関連付けることにより（2(1)参照）、真に重要な課題抽出を推進するとともに、呉市政策決定システム等に本事業を有効活用（連動）していくことで、本事業自体の位置付け・役割を明確化する。

例) 本事業に長期総合計画の進行管理の意味を持たせる

本事業を通じて次年度予算要求の可否を検討する（スプリングレビューの掘り下げ） など

4 実施スケジュール（案）

平成28年	定例教育委員会・議会等スケジュール	各担当課・事務局内スケジュール
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">実施方針・スケジュールの決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">対象課題の確定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■4月定例教育委員会(テーマ報告等)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">各課照会(作成依頼)</div> <p style="text-align: center;">↓</p>
5月		<p>※各課回答締切 ※素案の取りまとめ(確認・修正)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学識経験者意見聴取</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">素案の完成</div> <p style="text-align: center;">↓</p>
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■7月臨時教育委員会(意見交換)</div>	<p>※学識経験者意見の取りまとめ</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■8月定例教育委員会(承認)</div>	<p>※教育委員意見の取りまとめ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">報告書(最終案)の完成</div> <p style="text-align: center;">↓</p>
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">議会提出(9月議会初日)</div>	

## 5 報告書構成

### I はじめに

- 1 点検及び評価の趣旨
- 2 点検及び評価の方法
- 3 点検及び評価の対象
- 4 知見の活用

### II 呉市教育委員会の概要

- 1 教育委員会委員
- 2 教育委員会会議
- 3 研修会等への参加状況

### III 点検及び評価の結果

#### 1 教育総務課

- (1) ○○○○事業
- (2) ○○○○の推進
- (3) ○○○○の推進

#### 2 学校施設課

- (1) ○○○○の整備・充実
- (2) ○○○○の円滑な実施
- (3) ○○○○の推進

#### 3 学校教育課

- (1) ○○○○の推進
- (2) ○○○○の円滑な実施
- (3) ○○○○の推進

(以下省略)

平成29年度点検・評価シート

		担当課			
点検項目		点検項目の位置づけ	—		
目的（何のためにこの事業を行っているのか、どのような状態になることを意図しているのか など）					
【参考】 前回評価結果（今後の取組・方向性）					
成果目標					
平成28年度 事業（取組）実績					
事業費	年度	平成27年度(決算額)	平成28年度(決算額)	平成29年度(予算額)	
	事業費合計	0 千円	0 千円	0 千円	
	財源内訳	国庫支出金	千円	千円	千円
		県支出金	千円	千円	千円
		地方債	千円	千円	千円
		その他	千円	千円	千円
		一般財源	千円	千円	千円
達成事項（成果）					

課題
課題解決の取組

学識経験者の意見		
評価	評価結果	今後の取組・方向性（次年度以降にどうつなげていくのか など）

平成29年度「教育委員会事務点検・評価（平成28年度事務事業対象）」対象課題一覧

課名		対象課題（テーマ）		
		平成28年度（平成27年度事務事業対象）	平成29年度（平成28年度事務事業対象）	
教育 部	教育総務課	1 適正規模を目指した学校教育環境整備の推進	1 遠距離等通学児童生徒に対する支援	
		2 遠距離等通学児童生徒に対する支援		
	学校施設課	1 普通教室への空調設備の設置	1 普通教室への空調設備の設置	
		2 学校施設の耐震化	2 学校施設の耐震化	
		3 中学校給食の実施	3 中学校給食の実施	
	学校教育課 ※市立呉含む。	1 小中一貫教育の推進	1 小中一貫教育の推進	
		2 文化・芸術体験活動の推進	2 文化・芸術体験活動の推進	
		3 教職員の資質の向上	3 教職員の資質の向上	
	学校安全課	1 特別支援教育の推進	1 特別支援教育の推進	
		2 生徒指導の充実	2 生徒指導の充実	
		3 安全対策の推進	3 安全対策の推進	
	文化 ス ポ ー ツ 部	文化振興課	1 文化財の活用と管理	1 青少年育成事業の推進
2 美術館の利用促進			2 文化財の活用と管理	
中央図書館		1 図書館サービスの向上	1 図書館サービスの向上	
		2 適正な管理運営	2 適正な管理運営	

対象事業数	H28 : 15テーマ	H29 : 14テーマ	
-------	-------------	-------------	--



## 教議第14号

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令

呉市教科用図書の採択に関する規程（昭和60年呉市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条」を「第21条」に、「の定めにより」を「に基づき」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「この条から第7条までにおいて「委員」を「選定委員」に改め、同項第3号中「教科部会」の次に「及び道徳部会」を加え、同項第4号を削り、同条第3項及び第4項中「委員」を「選定委員」に改める。

第7条第2項中「，委員」を「，選定委員」に改める。

第9条第2項中「この条において「委員」を「調査・研究委員」に、「及び教諭」を「，主幹教諭，指導教諭及び教諭並びに教育委員会の指導主事」に改め、同項ただし書き中「選定委員会の委員」を「選定委員」に改め、同条第3項中「委員」を「調査・研究委員」に改め、同項後段を削り、同条第4項及び第5項中「委員」を「調査・研究委員」に改める。

第11条中「第14条」を「第15条」に改める。

第12条中「調査・研究委員会の委員」を「調査・研究委員」に改める。

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

（提案理由）

教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するための規定の整備等を行うため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するための規定の整備等を行うものです。

2 主な改正の内容

教科の専門性を有する指導主事を調査・研究委員として任命し、より専門的な視野からの綿密な調査・研究の実施を可能とする規定の整備を行うほか、引用条項の移動が生じたことに伴う規定の整理等を行います。

(1) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）に係る改正

ア 道徳に関する教科用図書の選定に当たるため、呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教育研究会に属する道徳部会の代表校長を選定委員に加えます。

イ 指導主事を選定委員に任命する対象者から除外します。

(2) 調査・研究委員会の委員に係る改正

指導主事を調査・研究委員会の委員に任命する対象者に加えます。

(3) その他の改正

根拠法令の改正に伴う引用規定の整理等を行います。

3 施行期日

令達の日

4 新旧対照表

現 行	改正案
(趣旨) 第1条 この規程は、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）</u> の定めにより、呉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の行う教科用図書の採択（以下「採択」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）</u> に基づき、呉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の行う教科用図書の採択（以下「採択」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。
(選定委員会の委員) 第5条 選定委員会は、次項において定める委員をもって組織する。	(選定委員会の委員) 第5条 選定委員会は、次項において定める委員をもって組織する。
2 選定委員会の委員（以下この条から第7条までにおいて「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。 (1) 呉市小学校長会長又は呉市立中学校長会長 (2) 若干名の保護者代表又は学識経験者 (3) 呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教	2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。 (1) 呉市小学校長会長又は呉市立中学校長会長 (2) 若干名の保護者代表又は学識経験者 (3) 呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教

育研究会に属する教科部会\_\_\_\_\_を代表する校長

(4) 教育委員会の指導主事(以下「指導主事」という。)

3 委員\_\_\_\_\_の任期は、任命又は委嘱の日の属する年度の8月31日までとする。

4 採択に直接の利害を有する者は、委員\_\_\_\_\_となることができない。  
(選定委員会の会議)

第7条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育長が招集し、選定委員会の委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員\_\_\_\_\_の半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 (略)  
(調査・研究委員会の委員)

第9条 調査・研究委員会は、教科用図書の発行種目ごとに8名以内の委員をもって組織する。

2 調査・研究委員会の委員(以下この条において「委員」という。)は、校長、教頭及び教諭\_\_\_\_\_の  
中から、教育委員会が任命する。ただし、選定委員会の委員と重複することはできない。

3 委員\_\_\_\_\_は、教育長が別に定める教科用図書の発行種目に応じた部会(以下「部会」という。)に所属し、部会ごとに代表者を定める。この場合において、指導主事は、部会の指導、助言を行うものとする。

4 委員\_\_\_\_\_の任期は、任命の日の属する年度の8月31日までとする。

5 採択に直接の利害を有する者は、委員\_\_\_\_\_となることができない。  
(採択の期間)

第11条 同一の教科用図書を採択する期間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第14条の規定に基づく期間とするものとする。  
(校長の義務)

第12条 校長は、調査・研究委員会の委員が教科用図書の研究に十分取り組めるように努めなければならない。

育研究会に属する教科部会及び道徳部会を代表する校長

(4) (削除)

3 選定委員の任期は、任命又は委嘱の日の属する年度の8月31日までとする。

4 採択に直接の利害を有する者は、選定委員となることができない。  
(選定委員会の会議)

第7条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育長が招集し、選定委員会の委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、選定委員の半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 (略)  
(調査・研究委員会の委員)

第9条 調査・研究委員会は、教科用図書の発行種目ごとに8名以内の委員をもって組織する。

2 調査・研究委員会の委員(以下「調査・研究委員」という。)は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭並びに教育委員会の指導主事の中から、教育委員会が任命する。ただし、選定委員\_\_\_\_\_と重複することはできない。

3 調査・研究委員は、教育長が別に定める教科用図書の発行種目に応じた部会(以下「部会」という。)に所属し、部会ごとに代表者を定める。

4 調査・研究委員の任期は、任命の日の属する年度の8月31日までとする。

5 採択に直接の利害を有する者は、調査・研究委員となることができない。  
(採択の期間)

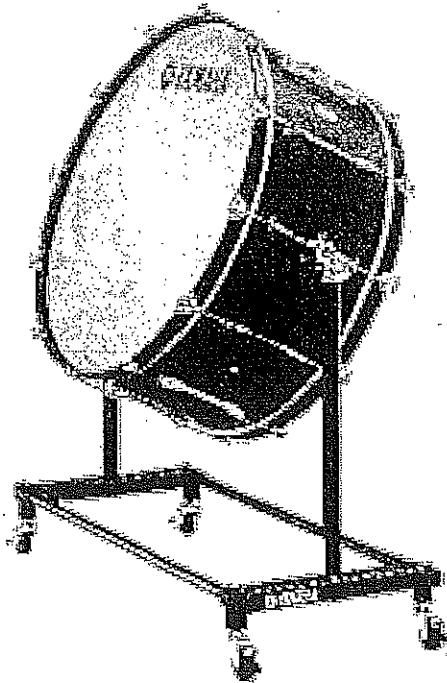
第11条 同一の教科用図書を採択する期間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第15条の規定に基づく期間とするものとする。  
(校長の義務)

第12条 校長は、調査・研究委員\_\_\_\_\_が教科用図書の研究に十分取り組めるように努めなければならない。



呉高等学校の備品として、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
今林 砂緒里 (呉マリンライオンズクラブ 会長)	コンサートバスドラム一式	一式	137,500 円	H29.3.17



バスドラム一式

